

叙勲受章おめでとうございます

(12)



▼瑞宝双光章

奥原 精哉氏(長間)

氏は、行幸小学校校長、幸手東小学校校長を歴任されるなど、長年にわたり学校教育の振興に寄与されました。



▼瑞宝双光章

篠崎 卓滋氏(戸島)

氏は、越谷市立大相模中学校校長、春日部市立上沖小学校校長を歴任されるなど、長年にわたり学校教育の振興に寄与されました。



▼瑞宝小綬章

桜木 忠勝氏(香日向)

氏は、東京国税不服審判所部長審判官、板橋税務署長を歴任されるなど、長年にわたり国の税政業務に従事されました。



▼瑞宝双光章

中村 淳男氏(平須賀)

氏は、県立北教育センター所長、幸手中学校校長を歴任されるなど、長年にわたり学校教育の振興に寄与されました。



▼瑞宝双光章

鈴木 康雄氏(香日向)

氏は、昭和34年に宮内庁入庁後、大膳課主膳長を歴任されるなど、長年にわたり皇室事務に従事されました。



▼瑞宝単光章

小森谷 進治氏(北)

氏は、長年にわたり幸手市の防災活動に従事され、消防団長を勤められるなど、市民の安全・安心確保にご尽力されました。

人権それは愛

子どもを虐待から守るために

近年、子どもに対する虐待が新聞などで報道されています。幼い子どもを虐待の上、死亡させたというような悲惨なニュースは大々的に報道されますが、表に出ない虐待も多いといわれています。

「児童虐待」には、どのようなものがあるのでしょうか？法律では、つぎの4つに分けられています。

①身体的虐待(殴る、蹴るなどの暴行)
②性的虐待(わいせつな行為をしたり、させたりすること)

③ネグレクト(子どもの監護を怠ること)

④心理的虐待(子どもの心を著しく傷つける言動)

虐待に至る原因はさまざまですが、保護者が子育てに悩み、ストレスを抱えてしまうことで、「しつけのつもり」が「感情にまかせて叱る」という行動にすり替わっていることも多いのではないのでしょうか。虐待をし

ている親自身が悩み、やめたいと望んでいる場合も多く、保護者が子育てに苦労している現実もあります。子どもを虐待から守るためには、周囲のあたたかい支えが必要ではないでしょうか。

【子どもを虐待から守る5か条】

- 1 おかしいと感じたら迷わず連絡(通告は義務でもあり、権利でもある)
- 2 「しつけのつもり」はいい訳(こどもの立場で判断)
- 3 ひとりで抱え込まない(できることから即実行)
- 4 親の立場よりこどもの立場(こどもの命が最優先)
- 5 虐待はあなたの周りにも起こりうる(特別なことではない)
文部科学省「家庭教育手帳」から

問合せ
通ダイヤル
0570(064)000
児童相談所全国共

「いきいきクラブ教室」 参加者募集

～認知症予防につながる

楽しいバランス運動が登場しました～



介護が必要になる原因は、脳血管疾患だけではなく、加齢による衰弱、転倒・骨折、認知症、関節疾患などの老化現象にもあるといわれています。心身の機能の低下の防止のためには、頭と身体を積極的に使い、意欲的に生活していくことが必要です。

この教室では、バランス運動も含めた、かんたんにできる筋力トレーニングやストレッチング、有酸素運動を行います。また、栄養バランスやお口の健康についても楽しく学習できます。

生涯にわたる元気な生活のきっかけづくりを、一緒に始めましょう！

と き 8月1日から10月24日までの毎週水曜日(全12回)

ところ 西公民館

対 象 市内在住の65歳以上の人(初めて参加する人優先)

定 員 20人(申込み順)

参加費 無料

内 容 ①バランス運動を含めたかんたん筋トレやストレッチング

毎週水曜日午前10時～11時30分※②③の日を除く

②栄養改善講座・脳トレミニ講座(講話と調理)

9月5日(水)午前10時～午後0時30分

③口腔講座・脳トレミニ講座(講話と口腔ケアの実践)

9月26日(水)午前10時～11時30分

持ち物 室内用運動靴、汗拭きタオル、飲み物

※②の日は併せて、エプロン、三角きん、布きん2枚、ご飯(1食分)、筆記用具

申込み 7月18日(水)までに印鑑を持参し介護福祉課高齢福祉担当窓口へ(土曜・日曜・祝日は除く)

※申し込み時に健康チェックアンケートを行います。

問合せ 介護福祉課高齢福祉担当 ☎(42)8438・FAX(40)3008



「子ども手当」が

「児童手当」に変わりました

主な変更点

平成24年6月分以降の手当から所得制限が導入されます。

▼支給額(月額一人あたり)

所得制限未満

3歳未満

一律1万5000円

3歳～小学校修了前

(第1・2子)1万円、(第3子以降)1万5000円

中学生 一律1万円

所得制限以上

一律5000円

※児童が第何子であるかは、

現に養育している18歳の

年度末までにある子のうち、

その子が第何子目であるか

で判断します。

児童手当現況届の

提出を忘れずに

毎年6月に「児童手当」の受給資格の有無を決定するため、現況届を提出する必

要があります。対象者には6月上旬に必要書類などを郵送しますので、6月29日(金)までに郵送または子育て支援課窓口へ提出してください。

また、所得制限が導入されるため、所得申告が必要となります。平成23年分の所得申告をしていない人は、必ず申告を済ませてから現況届を提出してください。

なお、現況届の提出・所得申告がないと、資格があっても手当は差し止めとなりますのでご注意ください。



問合せ 子育て支援課 ☎(42)

8454・FAX(42)2130